議案第１４２号

大谷大学と京丹後市との連携協力に関する協定の締結について

大谷大学と京丹後市との連携協力に関する協定を、別記のとおり締結することについて、京丹後市議会基本条例（平成１９年京丹後市条例第５５号）第１０条第１項第３号の規定により、議会の議決を求める。

令和８年９月３日提出

京丹後市長　中　山　　泰

提案理由

大谷大学と京丹後市が包括的な連携協力のもと、相互の人的、物的、知的資源を交流、活用することにより、地域社会の発展と人材育成を図ることを目的として協定を締結するものである。

大谷大学と京丹後市との連携協力に関する協定書

大谷大学（以下「甲」という。）と京丹後市（以下「乙」という。）は、次のとおり連携協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条　本協定は、甲と乙が包括的な連携のもと、相互の人的、物的、知的資源を交流、活用することにより、地域社会の発展と人材育成を図ることを目的とする。

（連携事業）

第2条　甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携・協力してその取組を行うものとする。

（1）教育研究を通じた地域の振興に関すること

（2）健康・福祉の増進に関すること

（3）環境保全に関すること

（4）教育・文化の振興に関すること

（5）産業の振興、まちづくりの推進に関すること

（6）人材育成、人材交流に関すること

（7）その他前条の目的を達成するために甲乙が必要と認めること

（期間）

第3条　本協定の有効期間は、締結日から当該年度の3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙双方のいずれからも通知がない限り、満了の翌日から1年間毎に自動的に更新するものとする。

（経費）

第4条　本協定に基づく連携事業の実施に要する経費については、甲乙はその都度協議の上、覚書その他の方法により、別に定めるものとする。

（その他）

第5条　本協定に定めるもののほか、連携・協力の具体的事項及びその他必要な事項についは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

2　本協定について疑義又は変更の必要が生じたときは、甲乙協議の上、その都度決するものとする。

本協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自その1通を保管するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　大谷大学
　　学長

乙　京丹後市
　　市長

大谷大学について

議案第１４２号　参考資料

１．概要

運　　営	学校法人　真宗大谷学園
歴　　史	1665年　創設された東本願寺内の学寮が起源 1901年　仏教精神に基づいた大学として開学
学　　長	木越　康
学部学科	４学部、10学科・コース、１研究科 （文学部・社会学部・教育学部・国際学部）
住　　所	京都府京都市北区小山上総町
キャンパス	京都／本部キャンパス　京都市北区上総町 滋賀／湖西キャンパス　大津市雄琴北
学生数	3,082名（2026年５月１日時点）
教職員数	教育職員：421名 名誉教授：50名 事務職員：113名
理念・使命	仏教精神に則り、人格を育成するとともに、仏教並びに人文に関する学術を教授研究し、広く世界文化に貢献する
学びのﾎﾟｲﾝﾄ	①人間の成長を重視した人間学 ②主体的な学びに寄りそう柔軟なカリキュラム ③地域連携や国際交流が充実

２．京丹後市での取組（京丹後市夢まち創り大学）

●環境保全に関する調査研究（鈴木寿志教授　令和２年度から活動）

・網野町にて海浜漂着プラスチックの調査・研究活動



プラスチック漂着ごみの回収



ビーチクリーンイベントに参加

●公共交通に関する調査研究（野村実准教授　令和５年度から活動）

・誰ひとり移動に困ることのない地域社会の実現に向けた仕掛けづくり



モビリティロゲイニング※の様子



高校生との連携（若者交通会議）

※【モビリティロゲイニング】公共交通での移動を楽しみながら地域を巡り、地域資源の発見や交流につなげる体験型イベント